

資料 3-2

富岡町におけるフォローアップ除染について

福島環境再生事務所

1. 概要

- 放射性物質が集積しやすい箇所については、本格除染において他の部分より更に深く土壌を削り取る等の対応をしていますが、除染完了後に新たに汚染が確認されるなど、除染効果が維持されていない箇所については、フォローアップの除染を行います。
- 居住制限区域にある宅地のうち、除染後も避難指示解除の要件を満たせないおそれがある線量の高い箇所については、より丁寧なフォローアップ除染を実施します。

2. 対象箇所と除染方法

別図のとおり

3. 対策予定期

- その2工事・・・・・・平成28年3月～
その3工事・・・・・・平成28年3月～
その4工事・・・・・・平成28年5月～

4. その他

- 平成28年の5月から、除染効果の維持を確認するため、「事後モニタリング」を実施します（(株)いであが受注）。

居住制限区域の避難指示解除に向けた宅地のフォローアップ除染方法のイメージ

青字:従来のフォローアップ除染の手法

赤字:従来のフォローアップ除染では標準的には実施してこなかった手法

